

▼選定療養に関する事項 ▶前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金合金の支給 金合金 77,000円▶金属床による総義歯の提供 コバルト:上顎 165,000円 コバルト:下顎165,000円

*後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の差額の1/4相当を特別の料金として一部負担金とあわせてお支払いいただきます。後発医薬品の積極的な利用にご協力ください。先発医薬品を処方する医療上の必要がある場合等は特別の料金は不要です。

*金属床による総義歯とは、口腔内に触れる部分に金属を使用し、かむ力を金属で支える総入れ歯です。上記の料金の一部が保険外併用療養費として保険から支払われます。

▽当院は、下記の施設基準を満たした保険医療機関として、中国四国厚生局へ届出を行っています。

●以下に掲載している施設基準の略称については、中国四国厚生局ウェブサイト掲載の「届出受理医療機関名簿の受理番号欄における略称一覧」にてご確認ください。

○当院では、マイナ保険証の促進や、診療室におけるオンライン資格確認システムで取得した診療情報の活用など、医療DXに係る取り組みを通じ、質の高い医療の提供に取り組んでいます〈医療DX〉

○当院では、口腔内で使用する機器の患者ごとの交換や洗浄・滅菌の徹底、スタッフへの研修など、十分な院内感染防止対策を実施しています〈歯初診〉

○当院では、AED等の機器の設置や医療安全管理者を配置するとともに、偶発症等の緊急時に備え、次の医療機関と連携体制を確保するなどの医療安全管理対策を実施しています 連携先医療機関（倉敷市民病院）電話番号（086-472-8111）〈外安全1〉

○当院では、歯を削る際に飛散する細かな物質を吸引する装置の設置や、院内感染管理者を配置するなどの感染対策に取り組んでいます〈外感染1〉

○当院では、高血圧や糖尿病等の疾患をお持ちの患者さんへ歯科治療へを行う際、血圧や脈拍を確認しながら治療を行う体制を整えています。また、緊急時に円滑な対応ができるよう病院との連携体制を整備しています〈医管〉

○当院では、厚生労働省が定める診療実績や研修の受講、十分な院内感染対策や医療安全対策、偶発症等緊急時の医科医療機関の連携などの要件を満たす歯科診療所として、患者さんの口腔の管理体制強化に取り組んでいます〈口管強〉

○当院への通院が困難な患者さんには歯科訪問診療を行っています〈歯訪診〉

○当院は、手術用顕微鏡を用いて、複雑な形の根管内の処置や根管内の異物除去を行っています〈手顕微加〉

○当院では、口腔内軟組織の切開や止血等を行うことができるレーザー機器を設置しています〈口腔粘膜〉

○当院では、無痛的に充填のためのう蝕の除去や窩洞形成が可能なレーザー機器を用いた治療を行っています〈う蝕無痛〉

○当院では、冠や被せ物・詰め物（インレー）、ブリッジ、義歯（入れ歯）を製作する際に、かみ合わせや色合いなどを歯科医師と歯科技工士がICT（情報通信）機器を用いて確認できる体制を整えています〈歯技連2〉

○当院では、歯科用CAD/CAM装置を用いて、非金属の高強度硬質レジンを用いた冠やかぶせ物・詰め物（インレー）を製作しています〈歯CAD〉

○当院では、重度の歯周病に対し、保護膜を用いて歯根と歯根膜の再結合や歯槽骨の再生を促進する手術を行っています〈GTR〉

○当院では、歯根面の歯石を除去できるレーザー機器を用いて、歯周外科手術を行っています〈手術歯根〉

○当院では、手術用顕微鏡を用いて、歯根端切除手術を行っています〈根切顕微〉

○当院では、口腔内軟組織の切開や止血等を行うことができるレーザー機器を設置しています〈手光機〉

○当院で装着した冠やブリッジについて、2年間の維持管理に取り組んでいます。異常があればお早めにお知らせください〈補管〉

■当院では、患者さんとともに歯科疾患の継続管理に努めています。〈歯科疾患管理料の算定に係る揭示〉

※当院では、通院が困難な患者さんへの訪問診療を行っています。〈歯科訪問診療料の算定に係る揭示〉

▶当院の敷地内は禁煙となっております。〈連携強化診療情報提供料〉

◎当院では、後発医薬品のある医薬品について、薬剤の成分をもとにした一般的な名称により処方箋を発行する場合があります。〈一般名処方加算〉

●当院は、オンライン資格確認を行っています。患者さんの受診歴や薬剤情報など必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。〈医情〉

▶当院では、個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。自己負担のない方にも無料で発行いたします。明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族への交付を含め、明細書の受付を希望しない場合は事前に受付までお申し出ください。〈明細書発行体制等加算〉